こんな活動もしています!

消費者被害の予防活動

・消費者被害の110番

多くの被害・苦情が見込まれる消費者問題 について、消費者の方々の声を集めるため に、110番を実施します。

・より良い制度作りのための活動

消費者被害の予防・ 救済のための制度 作りに向けて積極的 に提言をしたり、被 害予防のためのツー ルを作成したりして います。



訪問販売お断りステッカー

情報発信·情報交換

・シンポジウム、セミナー

ホットな話げんが 取民の皆さが がりやすく がりやすり 説題でいただっ 機会でいます。



•例会

会員の皆さんを対象に、定期的に<mark>勉強会や情報交換を行っています。</mark>

・会員の皆さんへメールでの情報発信

KCCNでは、会員を募集中です!

KCCNの活動は皆様の会費・寄付で支えられています。 KCCNの理念・活動にご賛同いただける方は、是非ご入会ください!

- ◆下記必要事項をご記入の上, EメールまたはFAXにて お送りください。
- ・Eメール: mail@kccn.ip(QRコードからも読み取れます。)
- •FAX: 075-746-5207

<必要事項>

- 1. 件名:「京都消費者契約ネットワークへの加入申込み」とお書き下さい。
- 2. 氏名または団体名
- 3. (団体の場合)担当者氏名/(個人の場合)所属
- 4. 住所
- 5. 電話番号
- 6. FAX番号
- 7. Eメールアドレス
- 8. 会員の種類(①個人正会員, ②団体正会員, ③個人賛助会員, ④団体賛助会員)
- 9. 申込にあたってお支払いただく年会費の口数
- ※個人情報はKCCNの活動以外には使用いたしません。

◆会員の種類に応じて入会金·年会費をお支払ください。

| | 入会金 | 年会費(1口) |
|-----------------|--------|---------|
| 個人正会員 | 1,000円 | 3,000円 |
| 団体正会員 | 2,000円 | 6,000円 |
| 賛助会員 (個人·団体) | | 3,000円 |

- ※口数に限定はありません。
- ※賛助会員には議決権がありません。
- ◆理事長の承認を経て、入会となります。

—— ◆京都消費者契約ネットワーク事務局◆ 〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル4階

電話 075-211-5920 FAX 075-746-5207

E-mail mail@kccn.jp HP http://www.kccn.jp



2021年12月作成

特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

Kyoto Consumers Contract Network
(KCCN)

内閣総理大臣認定:適格消費者団体



京都消費者契約ネットワーク(KCCN)は、 内閣総理大臣の認定を受け、京都で、悪質 な事業活動を是正し、消費者の安全・安心 な生活を守るために活動する団体です。

シンボルマークは、消費者問題に尽力された故津谷裕貴弁護士が生前に撮影された写真をご了解を得て使用させていただいているものです。

KCCNは、消費者の皆さんが安全に安心して暮らせる社会作りのために活動しています!

例えば・・・

冠婚葬祭互助会の不当に高額なキャンセル料の改善を求めて裁判をし、改善を実現しました。

情報収集

調査·検討

申入·提訴

判決·改善

安全・安心な社会公正な市場

割安でお葬式ができるということで月々積立てたけれど、必要なくなったのでキャンセルしたら、高額なキャンセル時間求されたという苦情が寄せられまし

KCCNは、「検討グループ」を立ち上げ、 キャンセル料の問題に ついて、法律上の問題 がないか、調査、検討 しました。 法律違反があると判断 したKCCNは、事業者 にキャンセル料を取る ことを止めるように申し 入れました。

それでも止めなかった ので、<mark>裁判</mark>を起こしま した。 裁判所はKCCNの主張をほとんど認め、事業者に一部を除いてキャンセル料を取ることを止めるように命じました。

事業者は、判決に従って、契約内容を改めました。

同様のキャンセル料を定めたモデル 約款も見直されました。

報道によれば、同様の契約は全国に 約2000万件あるとのことでした。









他にもこんな問題の改善を求めて裁判をしてきました!

- ・携帯電話の2年縛り・結婚式場のキャンセル料・健康食品のチラシ
- ・未公開株の勧誘 ・マンション賃貸借の更新料, 敷引, 定額補修分担金
- ・インターネット契約のキャンセル料 ・健康食品のお試し価格表示
- ·高齢者身元保障事業の入会金

・消費者団体訴訟制度は、全国で活動する消費者団体の中から内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」が、消費者の皆さんを代表して、事業者の違法行為を止めさせることを求めて裁判をすることができる制度です。

・KCCNは、京都で活動する適格消費者団体です。

国や京都府などからも表彰していただいています。

「消費者支援功労者表彰・内閣総理大臣表彰」(内閣総理大臣)

「消費者支援功労者表彰・ベスト消費者サポーター章」(消費者庁長官) 「明日の京都」推進特別賞(京都府)

「第1回津谷裕貴・消費者法学術実践賞」